

基礎研 レター

受給権保護の実効性を高めるには 利害関係者の意識が重要

加入者等への積極的な情報開示が受給権保護には欠かせない

金融研究部 企業年金調査室長 梅内 俊樹
(03)3512-1849 umeuchi@nli-research.co.jp

1—確定給付企業年金の受給権保護は十分とは言えない

確定給付企業年金（以下、DB制度）は、積立基準・受託者責任・情報開示など、受給権を保護する基準が明確化された企業年金制度である。事業主等は、将来にわたって約束した給付が確実に支払われるように、掛け金を事前に積み立てなければならず、年金負債に対して積立不足が生じれば、その不足が解消されるように掛け金の追加拠出を求める積立基準が定められている。受託者責任に関しては、事業主等のDB制度の運営に関わる者について、加入者等に対する忠実義務などの責任や、利益相反行為の禁止などの行為準則が法令等で明確化されている。更に、事業主等は加入者に対し、規約や業務の概況を周知することが規定されている。

しかしながら、受給権が完全に保護されるかと言えば、決してそうではない。DB制度は、予め定められた給付算定式によって将来の給付額が決まる制度であるが、一定の要件を満たせば、給付額を減額することが認められているためである。この要件とは、労働協約等の変更に基づき給付設計を変更する場合、もしくは、事業所の経営状況の悪化又は掛金の額の大幅な上昇により、事業主が掛金を拠出することが困難になると見込まれる場合の2つである。もっとも、加入者等から一定数以上の同意が得られなければ減額は認められず、加入者等による牽制が働く仕組みとなっている。

とは言え、DB制度が不適切に運営され、その結果として積立不足が生じ、ひいては、加入者等に不利益をもたらす可能性が無い訳ではない。このため、受給権保護の実効性を高める上では、現行の規定に従っているだけでは事足りず、DB制度が適切に運営される仕組みを整えることが必要である。

2—受給権保護の実効性を高めるにはガバナンス強化が必要

A I Jによる年金資産損失問題が明るみになって以降、企業年金ガバナンスへの関心が高まっている。企業年金ガバナンスとは、予め決められた給付が確実に支払われるように、DB制度が適切に運営されるような仕組みであり、それを如何に構築するかが問われているのである。こうした状況を受

け、社会保障審議会の下に設置された企業年金部会では、昨年、企業年金に関する広範な検討課題の一つとして企業年金ガバナンスを取り上げ、議論を行っている。残念ながら、ガバナンス強化のための具体的な提言には至っていないが、一定の意見集約が図られている。

まず、規約の変更など給付に係る意思決定のあり方に関しては、現行においても、DB制度の利害関係者たる事業主と加入者の意思が適切に反映される仕組みが整っているとされた。一方で、積立金の運用に関しては、一定規模以上のDBに対して資産運用委員会の設置や委員会のメンバーに専門家を含めることを義務化する方向性が確認された。また、資産運用ルールについて、現行では努力義務とされる政策的資産構成割合の策定を義務化することも確認されている。情報開示については、現行においても、投資方針の概要及び運用の概況の開示義務があるものの、どの程度詳細に開示するかは基準が明らかではないことから、運用の基本方針の全文や資産運用利回りの年1回開示することを義務付けることが合意された。

これらの規制強化策は、DB制度の運営、特に、積立金運用の適切性を高める上で重要であり、早急に具体化されることが期待される。しかしながら、こうした規制が実現されたとしても、それによるガバナンス強化に限界もある。DB制度の健全で適切な運営に資するガバナンス体制の構築に向けては、当事者の前向きな取り組みが重要である。

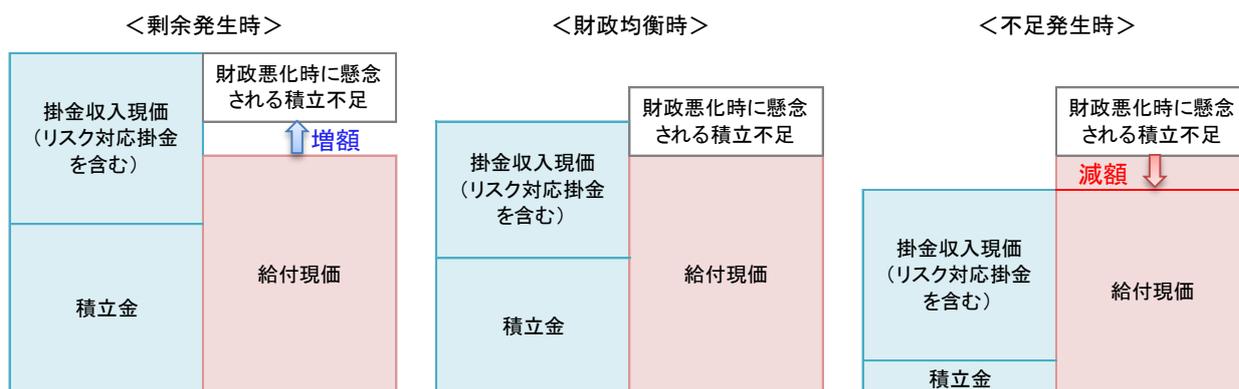
図表1 企業年金ガバナンスの強化に向けた方向性

| | | 現行 | 方向性 |
|------------------|---------|---------------------------------------|---|
| 規約変更等に係る意思決定の在り方 | | 利害関係者たる事業主と加入者の意思が適切に反映される仕組みが整っている | 変更なし |
| 運用の意思決定とルール | 資産運用委員会 | 資産運用委員会の設置は任意 | 一定規模以上のDBについて、資産運用委員会の設置と専門家を含めることを義務付け |
| | 資産運用ルール | 政策的資産構成割合の策定は努力義務 | 政策的資産構成割合の策定を義務付け |
| 加入者等への情報開示 | | 業務概況などの情報開示の規定はあるが、どの程度詳細に開示するかは基準はない | 運用の基本方針の全文や資産運用利回りの年1回開示することを義務付け |

3— 労使間でリスクを分担する新しいDB制度ではより強固なガバナンス体制が望まれる

労使間で運用リスクを柔軟に分担できる新しいDB制度が、導入に向けた検討段階に入っている。「リスク分担DB（仮称）」として厚生労働省より提案されている新しいDB制度は、積み立て状況に応じて給付額を変動させることにより、運用リスクを労使間で分担する仕組みである。事業主が拠出する掛け金は固定され、運用利回りの変動等によって生じる積立過不足を、給付額の調整により吸収する制度である。DC制度の給付と負担の関係性を、積立金を合同運用するDB制度に取り入れた制度と捉えることもできる。とは言え、加入者等にも一定のメリットが期待できる。「リスク分担DB」を導入する場合、労使の合意が前提となるが、その際に、運用リスクのバッファーとして追加的な掛け金拠出を事業主に要求できるのである。このリスクバッファーによって、積立不足に陥るリスクを一定程度抑制できる。また、合同運用であるが故に、DC制度と比べ、運用コストを抑制できるとともに、長期的な観点から安定的な運用を継続できるというメリットもある。

図表2 「リスク分担型DB(仮称)」の給付増額・減額のイメージ



しかしながら、運用の巧拙がより直接的に加入者等の給付額を左右することになるという点で、現行のDB制度以上に、積立金が適切に運用されるような体制整備が重要となる。このため、加入者等が適切にDB制度の意思決定に参画できるような措置を講じることが、合わせて提案されている。

- 1) 運用委員会の設置と当該委員会への加入者の代表の参画
- 2) 運用基本方針や政策的資産構成割合の策定の義務づけ
- 3) 委員会に参加する加入者の代表が運用実績等を詳細に確認できる措置
- 4) 受給者への業務概況の周知を加入者と同様に実施

新しい制度を導入するのであれば、これまで以上に手厚い管理運営体制の構築が不可欠となる。

4—適切にDB制度が運営されるには利害関係者の意識が重要

公的年金の実質的な給付水準が向こう数十年にわたって引き下げられるなか、退職後の所得保障を目的とするDB制度の重要性は高まりつつある。一方で、DB制度は私的年金の一つであり、企業が自由な意思のもとで任意に実施する制度でもある。このため、DB制度の社会性や公共性への期待が高まるとしても、DB制度の健全かつ適切な運営を確保する規制については、最低限のルールに留めざるを得ないという面がある。従って、ガバナンス体制を強化するには、自主的な取り組みが重要な意味を持つ。

では、どのような取り組みが求められるのであろうか。その一つとして、DB制度運営の透明性向上に繋がる情報開示の徹底が挙げられる。開示する情報の内容、方法、頻度が、現行の法令でも規定されており、強化策についても意見集約が図られている。しかしながら、強化されるにしても最低限に留まるのであれば、単にルールを守るだけでは十分とは言えない。DB制度がどのような運営状況にあるのかについて、加入者等の理解を促す取り組みが重要である。同時に、加入者等もDB制度の運営状況を正しく理解しようとする姿勢が求められる。こうした取り組みを通じて、真の透明性を確保することが、DB制度運営の健全性や適切性には欠かせない。受給権保護の実効性を高めるには、利害関係者それぞれの高い意識が求められるのである。